

公益財団法人山梨県緑化推進機構役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第13号及び公益財団法人山梨県緑化推進機構定款（以下、「定款」という。）第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議委員会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(支給対象)

第3条 常勤役員及び特別な資格を有し、財産の状況等会計監査の実務及び理事の業務執行状況の監査等を行う監事（以下「特別な資格を有する監事」という。）には、この規程の定めるところにより、報酬等を支給することができる。

(報酬等の支給基準)

- 第4条 常勤役員が行う職務執行の対価として支給する月額報酬は、35万円を上限とする。
- 2 常勤役員には、毎年6月及び12月に役員賞与を支給することができる。
 - 3 月額報酬及び役員賞与の額については、公益財団法人山梨県緑化推進機構給与規程（以下、「職員給与規程」という。）を準用し算定する。
 - 4 特別な資格を有する監事が行う職務執行の対価として支給する報酬は、年額50万円を上限とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 常勤役員の報酬等は、全額通貨で直接支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬等から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 前号に定めるもののほか、報酬等の支給に関し必要な事項については、職員給与規程を準用する。ただし、常勤役員に退職手当は支給しない。

(公表)

第6条 当機構は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立登記の日から施行する。

附 則（平成27年 7月13日）

一部改正 この規程は、平成27年 7月13日から施行する。

附 則（平成30年12月 4日）

一部改正 この規程は、平成30年12月 4日から施行する。

附 則（令和2年7月7日）

一部改正 この規程は、令和2年7月7日から施行する。